

国土交通省令第 号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第一項第二号及び同条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一号中「第十五条の六第一項」を「第十五条の十第一項」に改め、同条第二号中「第十五条の六第一項第三号」を「第十五条の十第一項第三号」に改め、同条第五号中「第十五条の六第一項及び第二項」を「第十五条の十第一項及び第二項」に、「第十五条の六第一項第三号」を「第十五条の十第一項第三号」を「第十五条の十第一項第三号」に改め、同条第六号中「第十五条の六第一項」を「第十五条の十第一項」に改める。

第十五条の二第一項及び第二項中「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第一項第一号」に改め、同条

の次に次の一条を加える。

(法第五十条の二第一項第二号の国土交通省令で定める情報)

第十五条の二の二 法第五十条の二第一項第二号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 潮位に関する情報

二 入出港船舶の動静に関する情報

第十五条の三の見出し中「港湾管理者が負担する」を削り、同条第一項中「負担する」の下に「同条第一項第一号の」を加え、「使用料は、」の下に「当該」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五十条の二第二項の規定により波浪情報等の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)が負担する同条第一項第二号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費のうち波浪情報等の提供に必要なものを基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

第十五条の五第一項及び第二項中「電子情報処理組織」を「法第五十条の二第一項第一号の電子情報処理組織」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条の五の二 法第五十条の二第一項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受けようとする者は、あらかじめ次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 波浪情報等の提供を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 提供を受けようとする波浪情報等の収集地点

2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十九条第一項第一号中「次に」を「法第五十五条の七第二項第一号に掲げる港湾施設である同項の特定用途港湾施設の建設又は改良を行おうとする者にあつては、次に」に改め、「記載した」の下に「当該」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 法第五十五条の七第二項第二号に掲げる港湾施設である同項の特定用途港湾施設の建設又は改良を行

おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した当該特定用途港湾施設の工事実施計画

イ 特定用途港湾施設の総体の名称及び位置（縮尺五万分の一以上の平面図をもつて表示すること。）

ロ 荷さばき施設の規模及び構造

ハ 令第四条の二第二項第一号の施設の種類及び規模

ニ 令第四条の二第二項第二号の施設の種類及び規模

ホ ロからニまでに掲げる施設の配置（縮尺一万分の一以上の平面図をもつて表示すること。）

ヘ 工事に要する費用の概算

ト 工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。